



平成 29 年 12 月 22 日

各 位

会社名 株式会社ソフィアホールディングス
代表者名 代表取締役社長 新村 直樹
(コード番号 6942)
問合せ先 経営企画室 浅野 茂雄
(TEL 03-6265-3339)

内部調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 12 月 1 日付「過年度の決算短信等に関する誤謬の判明に関するお知らせ」において、当社が過去に発表した決算短信等について誤謬があるとお知らせしておりましたが、過去の取引の一部について架空売上計上の存在が確認されたため、これにより当社の過年度決算短信等の訂正が必要であることが判明いたしました。このため、社外取締役の鈴木規央氏を中心に社外役員による内部調査委員会を設置し、本件会計処理等の事実関係、原因究明及び再発防止策の提言を目的とした内部調査を行ってまいりました。

本日、内部調査委員会から調査報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 内部調査委員会設置の目的

当社は、平成 26 年 3 月期における不適切な会計処理の疑義に関する調査および平成 26 年 3 月期と平成 27 年 3 月期の当社グループの内部統制が機能していたかどうかを明らかにすることを目的に、平成 29 年 12 月 1 日、内部調査委員会を設置いたしました。

2. 内部調査委員会の構成員について

内部調査委員会の委員の構成については、社外取締役の鈴木規央氏を中心とした社外役員を構成員としております。

委員長	鈴木 規央	社外取締役・弁護士・公認会計士
委員	伊藤 雅浩	社外監査役・弁護士
委員	川島 渉	社外監査役・公認会計士・税理士

なお、委員の伊藤雅浩氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同証券取引所に届け出ております。

3. 調査委員会による調査期間と調査方法

(1) 調査期間

平成 29 年 12 月 1 日（金）～同年 12 月 13 日（水）

(2) 調査方法

本件対象者（退職者も含む）および取引先等、複数の関係者へのヒアリングと関連証憑及び書面等の分析検討を実施。

4. 内部調査委員会の調査結果

内部調査委員会の調査結果につきましては、添付の「調査報告書」をご覧ください。なお、プライバシーおよび機密情報保護等の観点から、個人名および会社名等につきましては、部分的非開示処理をしております。

5. 当社の財務諸表に与える影響について

本件による直接的な影響額は、平成 29 年 12 月 1 日付「過年度の決算短信等に関する誤謬の判明に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、平成 26 年 3 月期に計上した売上高 500 千円、売上原価 490 千円の取消し、期末棚卸高 79,448 千円を商品評価損として売上原価に計上いたします。

なお、当社の会計監査人による訂正の監査手続きは現時点において未了ですので、訂正に伴う影響額は未定です。

また、ARecX6 については、平成 26 年 12 月 26 日に公表いたしました「当社連結子会社の事業譲渡及び特別損失計上のお知らせ」のとおり事業譲渡を行っており、平成 27 年 3 月期においてすでに全額商品評価損を計上しておりましたので、本件修正再表示が平成 28 年 3 月期以降の当社グループの財政状態及び経営成績に与える影響は軽微であります。

6. 内部調査委員会の調査結果を受けた当社の対応方針

当社は、今回の調査結果を真摯に受け止め、内部調査委員会からの再発防止策に係る提言に沿って再発防止策を策定し、実行してまいります。

なお、具体的な再発防止策および本案件の関与者に対する処分につきましては決定次第、お知らせいたします。

7. 今後のスケジュール

当社は、内部調査委員会の調査結果を受けて、過年度決算の訂正を行う予定です。

過年度分の決算短信等の訂正につきましては、当社の会計監査人による訂正の監査手続きは現時点において終了しておりませんが、平成 30 年 1 月中旬までを目途に提出する予定です。

なお、平成 30 年 2 月中旬に予定する「平成 30 年 3 月期第 3 四半期報告書」の提出及び「平成 30 年 3 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表への影響はございません。

株主・投資家の皆様をはじめ、お取引先および関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

以上

調査報告書

2017年（平成29年）12月22日

株式会社ソフィアホールディングス内部調査委員会

目 次

第1 調査の概要.....	1
1. 調査委員会の設置	1
2. 調査委員会の目的	1
3. 本調査委員会が実施した調査	1
第2 調査により判明した事実.....	4
1. ソフィアグループについて.....	4
2. ARecX6 の取引の経緯.....	4
3. S社からの 8444 台の仕入.....	6
4. アーク監査法人の意見及び ARecX6 の販売計画の策定.....	7
5. ソフィアデジタルから A社への 250 台の ARecX6 の売買にかかる売上計上の当否 ..	8
6. 事後対応について	11
7. 結論	15
第3 問題点及び再発防止策に係る提言	16
1. 役職員のコンプライアンス意識の醸成.....	16
2. ガバナンス体制の整備	16
3. 会計制度に対する意識の強化	17

第1 調査の概要

1. 調査委員会の設置

株式会社ソフィアホールディングス（以下「当社」という。）は、当社がその議決権の100%を有するソフィアデジタル株式会社（以下「ソフィアデジタル」という。）が2013年（平成25年）4月1日から2014年（平成26年）3月31日までの会計期間に販売した326台のワンセグチューナーレコーダーARecX6の一部の取引について架空売上と疑われる取引が存在し、その結果、同会計年度末において、ARecX6の在庫の帳簿価額について棚卸資産評価損を計上すべきではなかったのか等の疑義が呈されたことを受け、2017年（平成29年）12月1日、下記3名を委員とする「内部調査委員会」（以下「本調査委員会」という。）を設置した。

委員長	鈴木規央	社外取締役・弁護士・公認会計士
委員	伊藤雅浩	社外監査役・弁護士
委員	川島渉	社外監査役・公認会計士・税理士

本調査委員会では、調査の実効性を確保するために下記の者を補助者として使用している。

補助者	長木裕史	弁護士（シティユーワ法律事務所）
-----	------	------------------

2. 調査委員会の目的

本調査委員会の主たる調査事項は、次の2点を明らかにすることである。

- (1) 2014年（平成26年）3月期にソフィアデジタルが株式会社A（以下「A社」という。）に対して販売し、売上計上した250台のARecX6について架空売上が存在するか（その全部若しくは一部について売上計上すべきでなかったものがあるか否か）、その結果、2014年（平成26年）3月31日時点でソフィアデジタルが保有していたARecX6の在庫の帳簿価額について、棚卸資産評価損を計上すべきであったかどうか
- (2) 2014年（平成26年）3月期と2015年（平成27年）3月期のソフィアグループの内部統制は機能していたかどうか

3. 本調査委員会が実施した調査

(1) 調査期間

2017年（平成29年）12月1日（金）～同年12月13日（水）

(2) 調査方法

本調査委員会が実施した調査は以下のとおりである

ア ヒアリング

(ア) B氏

① 経歴

- ・2011年（平成23年）9月 当社入社 法務部配属
- ・2014年（平成26年）6月 当社総務部配属
- ・2015年（平成27年）6月 当社監査役就任
- ・2016年（平成28年）12月 ソフィアデジタル監査役就任

② ヒアリング実施日時

2017年（平成29年）12月4日（月）11時15分～12時（当社会議室で実

施）

(イ) C氏

① 経歴

- ・2007年（平成19年）4月 当社入社
- ・当社では当初、D氏の部下であったが、その後、財務・経理部門の部長としてソフィアグループ全体の経理を見ていた

② ヒアリング実施日時

2017年（平成29年）12月4日（月）12時～13時（当社会議室で実施）

(ウ) D氏

① 経歴

- ・2007年（平成19年）2月 ソフィア総合研究所入社
- ・2007年（平成19年）4月 当社入社
- ・当社では財務を担当
- ・2011年（平成23年）6月 ソフィアデジタル監査役就任
ソフィアデジタルでは、ARecX6の在庫管理及び設定業務を行っていた。
- ・2014年（平成26年）6月 ソフィアデジタル監査役辞任

② ヒアリング実施日時

2017年（平成29年）12月5日（火）11時～11時45分（当社会議室で実施）

(エ) E氏

① 経歴

- ・A社代表取締役

② ヒアリング実施日時
2017年（平成29年）12月5日（月）16時～16時45分（A社会議室で実施）

(オ) F氏

① 経歴

- ・2008年（平成20年）11月 当社入社
- ・約5年間、当社、グループ会社の法務を担当
- ・2014年（平成26年）6月 ソフィアデジタル代表取締役就任
- ・2015年（平成27年）1月 ソフィアデジタル取締役辞任

② ヒアリング実施日時

2017年（平成29年）12月6日（水）18時～19時20分（都内某所で実施）

(カ) その他

上記のほか、当社現代表取締役G氏、ソフィアデジタル現代表取締役H氏、ソフィアデジタル現取締役I氏に対する事実確認・ヒアリングを随時実施した。

イ 関連証憑・書面等の分析・検討

以下の関連証憑、書面等の分析・検討を実施した。

- ・ARecX6 販売企画書
- ・D氏からO氏に発信されたメール
- ・B氏からF氏に発信されたメール
- ・本件取引の発注書、納品書、検収書
- ・A社とソフィアデジタルとの間の取引基本契約書のドラフト

第2 調査により判明した事実

本調査委員会は、B氏、C氏、D氏、E氏及びF氏へのヒアリング並びに入手できた各種資料により、以下の事実を認定する。

1. ソフィアグループについて

(1) 沿革

当社は、もともと1975年（昭和50年）8月に設立され、1988年（昭和63年）12月に店頭売買銘柄として登録された株式会社ソフィアシステムズ（以下「ソフィアシステムズ」という。）が前身である。2007年（平成19年）1月に子会社（株式会社ソフィアシステムズ準備会社）を設立し、ソフィアシステムズの機能をすべて当該子会社に承継させ、当該子会社の全株式を2009年（平成21年）4月に株式会社Jに売却した。そして、当社は、ソフィア総合研究所株式会社（以下「ソフィア総合研究所」という。）及び株式会社ソフィアモバイル（以下「ソフィアモバイル」という。）を子会社に持つホールディングカンパニーとなった。

その後、当社は、2010年（平成22年）2月に100%子会社であるソフィアデジタル株式会社（以下「ソフィアデジタル」という。）を設立した。

(2) ソフィアグループの体制

当社の代表取締役は、2007年（平成19年）4月からK氏、2010年（平成22年）6月からL氏、2012年（平成24年）6月からM氏であったが、事実上のトップは当社の大株主であるNから信任を受けていたO氏（当時、当社の取締役。）であり、O氏は、取締役の地位を退く2014年（平成26年）6月までソフィアグループにおいて絶大な権力を有していた。

なお、O氏は、2009年（平成21年）から2014年（平成26年）6月までの間、当社の取締役、ソフィア総合研究所の代表取締役に就任しており、2011年（平成23年）6月から2014年（平成26年）6月までの間は、ソフィアデジタルの代表取締役にも就任していた。

当社の2014年（平成26年）6月の定時株主総会でO氏は再任されず、Nから派遣されてきたP氏が取締役として選任され、当社の代表取締役に就任した。

P氏は、2016年（平成28年）3月に当社の代表取締役及び取締役を辞任し、当時取締役であったG氏が代表取締役に就任し、現在に至っている。

2. ARecX6の取引の経緯

(1) ARecX6の概要及びビジネス開始の経緯

ARecX6は、会員登録した者がインターネット上のマイページからチューナーに録画

された番組をモバイル端末から好きな時に視聴することができるというサービス（以下「ARecX6 サービス」という。）のためのワンセグチューナーである。ARecX6 は 6 局を同時に、しかも 24 時間録画することが可能なチューナーであったことから、ARecX6 サービスは、会員登録した者が、いつでもどこでも、過去に放映されたすべてのテレビ番組を自由に視聴できるという特徴を有していた。

ARecX6 サービスに類似のサービスとしては、「まねき TV」や「ロクラク」等がある。

ARecX6 サービスを考案したのは、O氏であり、O氏の出身母体であるQグループの新たな事業としてQグループに提案したものである。

(2) R社への設計・開発依頼

ソフィア総合研究所は、2009年（平成21年）10月1日、R株式会社（以下「R社」という。）にARecX6の設計、開発を依頼した。

その後、2010年（平成22年）2月にソフィアデジタルが設立され、ARecX6の事業はソフィア総合研究所ではなく、ソフィアデジタルで行うこととなったので、R社、ソフィア総合研究所及びソフィアデジタルの三者間で締結した同年3月31日付け「契約上の地位の譲渡に関する合意書」により、ソフィア総合研究所の契約上の地位をソフィアデジタルが承継し、ソフィアデジタルが依頼者となり、R社はARecX6を10,000台製造し、ソフィアデジタルに納品した。

(3) 2013年（平成25年）3月までのARecX6の販売状況

ソフィアデジタルは、R社から入荷した10,000台のARecX6のうち9,500台を2010年（平成22年）5月31日にS株式会社（以下「S社」という。）に合計199,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）で販売し、納入した（なお、S社は、Qグループの関連企業である。）。

S社は、同年6月1日、ソフィアデジタルに対し、ARecX6を購入したユーザーからチューナーを預かり、ユーザーが遠隔地からARecX6を操作できるようにするための必要な管理システム、会員管理システム及びWEBページの開発並びにユーザーがモバイル端末で録画した画像を視聴できるようにするためのシステムの開発を依頼し、ソフィアデジタルはこれを請け負い、かかるシステムを開発した。

ソフィアデジタルは、同社でも通販サイト「ソフィアダイレクト」や楽天市場においてARecX6を一般消費者向けに販売していた。2010年（平成22年）4月1日から2013年（平成25年）3月31日までのARecX6の販売状況は、次の通りである。

期 間	販売個数	販売金額
2010年（平成22年）4月1日～同年	254	7,246,859円

6月30日		
2010年（平成22年）7月1日～同年 9月30日	288	7,869,220円
2010年（平成22年）10月1日～同年 12月31日	106	3,179,810円
2011年（平成23年）1月1日～同年 3月31日	108	3,070,290円
2011年（平成23年）4月1日～同年 6月30日	103	2,966,972円
2011年（平成23年）7月1日～同年 9月30日	137	3,612,233円
2011年（平成23年）10月1日～同年 12月31日	25	761,907円
2012年（平成24年）1月1日～同年 3月31日	38	1,123,431円
2012年（平成24年）4月1日～同年 6月30日	6	198,858円
2012年（平成24年）7月1日～同年 9月30日	20	578,525円
2012年（平成24年）10月1日～同年 12月31日	22	638,668円
2013年（平成25年）1月1日～同年 3月31日	13	383,621円

3. S社からの8444台の仕入

ところが、ARecX6と同様のビジネスモデルであった「まねきTV」サービスについて、最高裁判所が2011年（平成23年）1月18日に知財高裁に差戻判決をし、知財高裁が2012年（平成24年）1月31日に放送事業者の著作権を侵害するとの判断をし、また、同じく同様のビジネスモデルであった「ロクラク」サービスについても最高裁判所が2011年（平成23年）1月20日に知財高裁に差戻判決をし、知財高裁が2012年（平成24年）1月31日に放送事業者の著作権を侵害するとの判断をしたことから、S社ではARecX6サービスを継続することが困難であると判断し、売れ残ったARecX6を廃棄することを検討した。

しかし、O氏は、出身母体であるQグループとの関係上、自己が企画した事業でS社に迷惑をかけたくないという考えから、S社からARecX6を安価で買い戻し、当社グループで販売することとした。

そして、2013年（平成25年）5月、ソフィアデジタルは、S社から8444台のARecX6を85,749,510円（消費税及び地方消費税を含む）で買い戻した。

4. アーク監査法人の意見及びARecX6の販売計画の策定

(1) 2013年（平成25年）4月1日から2014年（平成26年）3月31日までの会計年度におけるARecX6の販売状況

ソフィアデジタルは、「ソフィアダイレクト」でARecX6を販売するとともに、ARecX6の営業活動を継続した。2013年（平成25年）4月1日から2014年（平成26年）3月31日までの会計年度におけるARecX6の販売状況は次のとおりである。

期 間	販売個数	販売金額
2013年（平成25年）4月1日～同年6月30日	12	312,191円
2013年（平成25年）7月1日～同年9月30日	6	160,955円
2013年（平成25年）10月1日～同年12月31日	24	311,812円
2014年（平成26年）1月1日～同年3月31日	34	318,719円

ただし、2014年（平成26年）1月1日から同年3月31日までの販売個数及び販売金額には、ソフィアデジタルがA社に販売したARecX6のうち、250台分（販売金額：2,625,000円）は含まれていない。

(2) アーク監査法人の第39期第1四半期レビュー結果報告書での意見

当社の会計監査人のアーク監査法人（現明治アーク監査法人）は、2014年（平成26年）8月8日付け当社の第39期第1四半期のレビュー結果報告書において、ソフィアデジタルがS社から購入したARecX6の個数が、「過去の販売実績台数から見て大量の仕入れとなっており、全品販売のためには、今後の各種販促施策の実施が不可欠」であり、「仮に、今後、販売計画よりも著しく販売台数が落ち込むようなことがあ」ったときには、ARecX6の「評価損の検討が必要」になるとの意見を述べた。

(3) アーク監査法人の第39期第2四半期レビュー結果報告書での意見

アーク監査法人は、2014年（平成26年）11月13日付け当社の第39期第2四半期のレビュー結果報告書においても第39期第1四半期レビュー結果報告書での意見と同様の意見を述べた。

(4) ARecX6 の販売施策及び販売計画の策定

アーク監査法人が、当社に対し、ソフィアデジタルの ARecX6 の販売施策及び販売計画の提出を求めたことから、D氏は、2013年（平成25年）12月頃、ARecX6 の販売施策及び販売計画を記載した「ARecX6 販売企画書」を作成し、これをアーク監査法人に提出した。

なお、「ARecX6 販売企画書」に記載された ARecX6 の販売計画は、次のとおりである。

	2013年（平成25年）度	2014年（平成26年）度	2015年（平成27年）度	2016年（平成28年）度	2017年（平成29年）度
個体販売	300台	800台	900台	1200台	2000台
月額販売	0台	400台	600台	800台	1000台
合計	300台	1200台	1500台	2000台	3000台
売上	707万円	1885万円	2120万円	2827万円	4712万円
原価	294万円	784万円	882万円	1176万円	1960万円
粗利	413万円	1100万円	1238万円	1605万円	2751万円

(5) アーク監査法人の第39期第3四半期レビュー結果報告書での意見

この販売計画を受けて、アーク監査法人は、2015年（平成27年）2月13日付け当社の第39期第3四半期のレビュー結果報告書において、「当第3四半期において、販売施策及び計画を策定され、当年度の販売計画は300台と伺っております。しかし、2014年（平成26年）1月末までの販売実績は77台とのことであり、上記の販売計画の達成について懸念が生じております。当年度の販売実績が策定された販売計画を下回る見込みであれば、販売計画を策定し直していただき、5年以内に販売見込みがない分について評価損の計上が必要となりますのでご留意ください。」との意見を述べた。

5. ソフィアデジタルからA社への250台のARecX6の売買にかかる売上計上の当否

(1) A社との従前の取引

A社は、元々ソフィアモバイルからSIMを仕入れて、販売していた実績があり、ソフィアデジタルからARecX6を購入する前からソフィアグループとの間で取引を行っていた。

A社に対するソフィアモバイルの担当者はI氏であったが、D氏は、2013年（平成25年）頃に、I氏の紹介でA社のE氏と知り合った。

D氏は、E氏にARecX6の購入を依頼し、ソフィアデジタルはA社に、2013年（平成25年）12月に20台のARecX6を218,000円で販売し、2014年（平成26年）1月

に 20 台の ARecX6 を 218,000 円で販売した。

(2) A社への ARecX6 の購入依頼

ソフィアデジタルは、2013 年（平成 25 年）12 月頃、ARecX6 販売企画書において、2013 年（平成 25 年）4 月から 2014 年（平成 26 年）3 月までに ARecX6 を 300 台以上販売するとの計画を策定したが、2014 年（平成 26 年）2 月までに ARecX6 はわずか 71 台しか販売できていなかった。このまま、ARecX6 の販売計画を達成することができず、販売計画を達成できない場合、ARecX6 は、商品としての価値が低くなることから、ソフィアデジタルは、ARecX6 の在庫について棚卸資産評価損を計上しなければならない状況にあった。そして、棚卸資産評価損を計上する場合、その金額は 8000 万円近くになると見込まれた。O氏は、ARecX6 サービスは自己が企画したサービスであり、また、上記のとおり、自らの判断でS社から買い戻していたことから、ARecX6 の棚卸資産評価損を回避しようと考え、D氏に対して、2014 年（平成 26 年）3 月 31 日までに、ARecX6 の販売計画（300 台の販売）を達成するよう ARecX6 の販売について厳命した。

かかるO氏からの厳命を受けて、D氏は、ARecX6 について棚卸資産評価損を計上することを避けるために、多くの取引先に販売協力を呼びかけた。かかる呼びかけに応じたのがA社のE氏である。

E氏によれば、D氏は、E氏に対し、2014 年（平成 26 年）3 月 31 日までに ARecX6 を追加で 250 台売却しないと、ARecX6 の在庫について棚卸資産評価損を計上しなければならないので協力して欲しい、と要請したとのことである。その際、D氏は、E氏に対して、A社がソフィアデジタルから ARecX6 を仕入れ・販売することにより、損失が出た場合にはこれを補填することを約束するとともに、当該取引において、A社が 10%～20%の利益を得られるようにする旨の約束をしたとのことである。

また、E氏によれば、D氏は、E氏に対して、250 台の ARecX6 の仕入代金については、A社が第三者に販売できたら支払えばよいと述べ、また、ソフィアデジタルがA社に販売する 250 台の ARecX6 のうち、200 台については最終販売先として株式会社T（以下「T社」という。）を予定していると説明したとのことである。

かかるD氏からの説明を受けて、E氏はD氏からの提案に応じることとし、A社は、2014 年（平成 26 年）3 月 25 日、ソフィアデジタルに対して 250 台の ARecX6（売買価格 2,625,000 円、支払条件 2014 年（平成 26 年）4 月末日限り 1,050,000 円、同年 5 月末日限り 1,050,000 円、同年 6 月末日限り 525,000 円）を発注した。ソフィアデジタルは、かかる発注書に基づき、同月 31 日、200 台の ARecX6 を株式会社U（以下「U社」という。）の青梅倉庫に納入し、また、50 台の ARecX6 をA社に直接納品し、同日、A社はこれを検収した（以下、総称して「本件取引」という。）。

そして、A社は、同日、200 台の ARecX6 をU社に販売し、U社はこれをT社に販売

した。

なお、E氏によると、A社は、本件取引において、ソフィアデジタルから ARecX6 を 1 台 1 万円（税抜）で仕入れたのに対し、U社に対して、ARecX6 を 1 台当たり 9,000 円程度（税抜）で販売したため、その差額につき損失が生じたとのことである。また、ソフィアデジタルから仕入れた 250 台の ARecX6 のうち、50 台については、A社の店頭で非常に低い金額で販売したため、当該 50 台分についても損失が生じたとのことである。

(3) A社が第三者に ARecX6 を販売するまで仕入代金を支払わなくても良いとの合意の存在

ソフィアデジタルとA社との間で、A社のソフィアデジタルに対する本件取引の仕入代金について、A社が第三者に ARecX6 を販売することができるまで支払わなくても良いとの合意が存在したことを裏付ける直接の客観的証拠（書面やメール等）はない。しかしながら、E氏の説明内容は具体的であり、かつ当時の状況から考えて自然であること、また、E氏は 2014 年（平成 26 年）6 月頃に F氏に対しても同様の説明をしており、その内容は一貫していること、F氏もO氏の体制下においては、かかる合意を前提とした取引がなされていた可能性は否定できない旨を述べていることからすれば、E氏の説明に信用性があるものと認められる。

したがって、本調査委員会では、A社のソフィアデジタルに対する本件取引の仕入代金について、A社が第三者に販売することができるまで支払わなくても良いとの合意がソフィアデジタルとA社との間に存在したと認定した。

(4) 2014 年（平成 26 年）3 月期における 250 台の ARecX6 の売上高計上の当否

上記のとおり、ソフィアデジタルが、2014 年（平成 26 年）3 月 31 日にA社に販売した 250 台の ARecX6 については、2014 年（平成 26 年）3 月 25 日付けでA社からソフィアデジタルに発注がなされ、同月 31 日にソフィアデジタルからA社に 200 台がU社の青梅倉庫に納品され、残りの 50 台がA社に直接納品され、同日、A社がこれを検収している。通常、商品が出荷され、販売先に納品・検収されれば、実現主義の原則から売上高を計上することができる。

しかしながら、上記のとおり、ソフィアデジタルとA社との間には、A社のソフィアデジタルに対する本件取引の仕入代金について、A社が第三者に販売することができるまで支払わなくても良いとの合意が存在していたものと認められるところ、このような合意の存在を前提とすれば、ソフィアデジタルからA社への販売が、企業会計原則注解[注 6]の委託販売に該当するかどうかはともかく、同注解[注 6]の趣旨からは、ソフィアデジタルが ARecX6 をA社へ販売した時点ではなく、A社から第三者に販売した時点でソフィアデジタルのA社に対する売上が実現したと考えるのが相当である。

そして、本件取引のうち、200 台の ARecX6 については、2014 年（平成 26 年）3 月 31 日に U 社の青梅倉庫に納品され、同所で検収されており、同日、A 社から U 社への売上が計上されていることが確認できることから、その時点をもってソフィアデジタルの A 社に対する 200 台の ARecX6 の売上についても実現したと考えるのが相当であり、ソフィアデジタルが、同日に 200 台の ARecX6 の売上を計上したことは一応妥当と認められる。

一方、本件取引のうち、50 台の ARecX6 の売上については、2014 年（平成 26 年）3 月 31 日の時点では、第三者に販売されていないことから、同日、売上高に計上したことは妥当ではないと認められる。

(5) 本件取引当時のソフィアグループの組織体制

本件取引当時、ソフィアデジタルには従業員がおらず、代表取締役の O 氏、監査役の D 氏及びソフィアモバイルから出向していた者が 1 名存在している状態であった。また、ソフィアグループでは、本件取引当時、子会社の監査役が営業活動を行うことを容認するなど、監査機能が実効性を有していない状況であった上に、当時の当社監査役と子会社監査役との連携がほとんどなく、当社から子会社を監督する体制自体も十分ではなかった。さらに、本件取引当時、ソフィアデジタルについては遵守すべき職務権限規程や業務分掌規程、稟議規程などの業務管理に関する規程等が整備されておらず、管理体制が不十分な状況であった。

かかる状況下において、本件取引についても、ソフィアグループ内でその内容を認識していたのは D 氏と O 氏のみという状況にあり、本件取引について不適切な会計処理が行われることを事前に防止し、また、事後にこれを是正する組織体制が整っていなかったことが認められる。

また、本件取引後には、法務部が廃止されるなど、ソフィアグループでは管理部門を軽視される傾向にあった。

さらに、ソフィアグループには内部監査室が設置されていたものの、内部監査に対する知識は不十分であり、本件取引当時から十分な機能を発揮していなかった。

6. 事後対応について

(1) A 社からの債権回収のための交渉

A 社は、ソフィアデジタルに対して、2014 年（平成 26 年）3 月 25 日付け発注書に基づき、同年 4 月末日までに 1,050,000 円を、同年 5 月末日までに 1,050,000 円を、同年 6 月末日までに 525,000 円をそれぞれ支払うことを約していたものの、ソフィアデジタルからは、本件取引の仕入代金として、2014 年（平成 26 年）6 月 2 日に 945,000 円が支払われたのみであった。

そのため、当時、当社の法務部長であった F 氏は、ソフィアデジタルの A 社に対する

売掛金を回収するためにE氏と面談し、事情を聴取した。そして、F氏は、E氏から本件取引の経緯について説明を受けて、本件取引がソフィアデジタルの棚卸資産評価損を回避するために行われたものであり、A社が第三者に販売するまで仕入代金を支払わなくても良いとの口頭での約束があることを知った。

そこで、F氏は、本件取引にあたりA社のE氏と交渉したD氏に対し、数回に亘ってE氏との交渉の経緯について尋ねたところ、本件取引については、E氏の説明のとおり、A社が第三者に販売するまで仕入代金を支払わなくても良いとの口頭での約束があることを確認した。そして、F氏は、ソフィアデジタルがA社に販売した250台のARecX6のうち、200台についてはA社からソフィアグループで見つけてきた販売先に売却されたこと、また、50台についてはA社の店頭で直接販売する予定であることを確認した。

F氏は、ソフィアグループでは、本件取引のように販売先が商品を最終販売先に販売したときに、販売先はソフィアグループに商品の対価を支払うことで足りるとする内容の取引が過去にも行われていたことから、ソフィアグループ内でこのような取引が行われることを正す必要があると考えるとともに、他方で、F氏は、A社からは250台のARecX6の販売代金を回収しなければならないと考え、A社のE氏と交渉したものと考えられる。

(2) 取引基本契約書のドラフトの作成

2014年(平成26年)6月の定時株主総会で、O氏は大株主の意向から当社の取締役 に再任されず、ソフィアグループの全子会社の取締役を退任した。O氏に代わり、大株主から派遣されてきたP氏が当社の代表取締役に就任し、ソフィアグループのトップとなった。

P氏は、当社の代表取締役就任後、大胆なリストラ策を進め、その一環として当社から法務部を廃止した。そのため、当社の法務部長であったF氏はポストを失い、ソフィアデジタルの代表取締役に就任することとなった。また、本件取引の担当者であったD氏は、2014年(平成26年)6月にソフィアデジタルの監査役が廃止されたことに伴い、監査役を辞任し、その後ソフィアグループを離れた。

F氏は、ソフィアデジタルの代表取締役就任後も、引き続きA社と交渉して、本件取引の仕入代金の回収努力を継続した。

ソフィアデジタルは、A社から、2014年(平成26年)7月15日に400,000円、同年9月1日に300,000円、同年10月31日に245,000円の支払いを受けた。

F氏は、E氏から、A社の資金繰りが順調でないとの説明を受けて、A社から本件取引の販売代金を回収するには、A社の販売を支援する必要があると考えた。

そこで、F氏は、A社の販売を支援するために、様々な協力をするとし、A社の扱う商品の販売活動を行い、2014年(平成26年)10月下旬には、A社とソフィアデジタルとの間の「取引基本契約書」のドラフトを起案した。そして、当該「取引基本契

約書」の別紙合意事項に2014年（平成26年）3月31日にソフィアデジタルからA社に販売した250台のARecX6のうち、50台については委託販売であることを認めることによって、A社からの債権回収を促進しようとした。かかる取引基本契約書について、F氏は、B氏の確認を受けて、E氏にメールで送信した。しかし、結局、A社とソフィアデジタルとの間で「取引基本契約書」は締結されなかった。

(3) 本件取引の事実を知った者の認識

F氏からの説明によると、E氏及びD氏から聴取した内容を、当時当社の取締役であり、ソフィアグループの管理部門の責任者であったM氏、総務部法務課のマネージャーであったB氏及び経理部マネージャーのC氏に報告したとのことである。そのため、本件取引以後、外部に指摘されるまでの間に、本件取引においてE氏とD氏との間で行われた交渉内容を知った、若しくは知ったと疑われる者は、F氏、B氏、C氏及びM氏である。

B氏からの説明によると、B氏は、F氏がE氏及びD氏から聴取した内容について、F氏から報告を受けていたとのことである。しかし、B氏は、F氏が既にM氏に報告したという報告も受けており、本件取引のうち50台のARecX6の売上計上についてはこれを取消し、2014年（平成26年）3月期にARecX6の在庫について棚卸資産評価損を計上しなければいけないのではないかとの問題意識を持ったが、当時、総務部のマネージャーに過ぎなかった自分が、改めて取締役にF氏が聴取した内容を報告したり、経理の修正について意見する必要まではないと考え、自らは当社の取締役に報告しなかった。

C氏からの説明によると、F氏がE氏及びD氏から聴取した内容について直接報告を受けておらず、B氏から取引基本契約書のドラフトについて相談を受けた可能性があるが、委託販売方式であるとする既に計上している売上を取り消す必要があることから認められないとの話をした記憶があるとのことである。本件取引のうち50台のARecX6について、当時、売上高を取り消したり、2014年（平成26年）3月期にARecX6の在庫について棚卸資産評価損を計上しなければならぬ取引内容であったことは、外部から指摘を受けるまで認識していなかったとのことである。

M氏は、2014年（平成26年）6月にP氏が当社の代表取締役に就任して以降、P氏と経営方針をめぐり対立し、同年9月25日付けで当社の取締役を辞任している。M氏からは本件取引に関して事情を聴取できていないことから、M氏がF氏から、F氏がE氏及びD氏から聴取した内容について報告を受けていたかどうか、本件取引のうち50台のARecX6の売上計上についてはこれを取消し、2014年（平成26年）3月期にARecX6の在庫について棚卸資産評価損を計上しなければいけないのではないかとの問題意識を持っていたかどうかは明らかではない。

なお、M氏が辞任した後、P氏がソフィアグループの管理部門の責任者となったが、

M氏からP氏に、管理部門の業務内容についてまったく引継がなされておらず、本件取引のことについてもP氏に伝えられていなかったと思料する。また、D氏も、上記のとおり、2014年（平成26年）6月にソフィアデジタルの監査役を辞任し、その後ソフィアグループから離れたので、D氏の辞任後、本件取引についての事実関係を把握することが困難となったものと思料する。

(4) ARecX6 事業の譲渡

P氏は、ソフィアグループのトップに就任した後、大胆なリスク策を進めたが、2014年（平成26年）6月以後もほとんど売れないARecX6サービスの事業についても廃止しようとした。これに対し、F氏は、ARecX6の事業が廃止されると、ARecX6を購入した顧客がこれを使用することができなくなり、メンテナンス等にも支障を来すこととなることから、ARecX6の事業を譲渡することでこれらの不都合を回避しようと考えた。

そこで、F氏は、ソフィアグループの展示会で知り合った株式会社V（以下「V社」という。）と交渉し、2014年（平成26年）12月26日のソフィアデジタルの株主総会決議を経て、2014年（平成26年）12月31日付けでソフィアデジタルのARecX6サービスの事業をV社に譲渡した。

F氏は、ARecX6サービスの事業をV社に譲渡する直前までARecX6の販売の努力を継続し、2014年（平成26年）12月9日には、A社に20台のARecX6を151,200円（消費税及び地方消費税を含む）で販売した。

F氏は、ソフィアデジタルがARecX6の事業をV社に譲渡した後の2015年（平成27年）1月1日にソフィアデジタルの取締役を辞任し、ソフィアグループを去った。F氏は、D氏やE氏から本件取引について十分な説明を受けていたが、F氏がソフィアグループを去ったことにより、ソフィアグループ内で本件取引について直接取引に関わった者から事情を聴取した者がいなくなった。なお、同日、ソフィアデジタルの取締役であったH氏が代表取締役に就任した。

(5) A社に対する債権の処理

ソフィアデジタルは、A社から、2015年（平成27年）2月2日に300,000円の支払を受けた。

ソフィアデジタルは、A社との間で債権回収の交渉を継続し、2015年（平成27年）6月23日には、ソフィアデジタルが認識しているA社への債権額とA社が認識しているソフィアデジタルに対する債務額の差額208,200円を放棄した。

しかし、最終的には、A社からの回収ができず、2015年（平成27年）2月28日、2015年（平成27年）6月23日の債権放棄後の残高378,000円についても貸倒処理をし、A社に対する債権は0円となった。

7. 結論

以上のとおり、本調査委員会は、ソフィアデジタルが売上計上した、A社に対する2014年（平成26年）3月31日の250台のARecX6の売上高2,500,000円のうち、50台分の売上高500,000円については、2014年（平成26年）3月31日を期末とする会計年度において売上計上すべきではなかったと認定する。

また、ソフィアデジタルは、2014年（平成26年）3月31日を期末とする会計年度において、期末日における8,213台のARecX6の在庫（帳簿価額79,448,452円）について、棚卸資産評価損を計上すべきであったと認定する。

そして、かかる不正な会計処理が行われた背景としては、当時のソフィアグループの事実上のトップであったO氏を中心に、従業員の多くが営業活動を過度に優先し管理部門を軽視した経営が行われていたことが挙げられる。具体的には、ソフィアデジタル等小規模の子会社については遵守すべき職務権限規程や業務分掌規程、稟議規程等の業務管理に関する規程等を十分整備されておらず、また、ソフィアグループにおいて、会計記帳に関する業務プロセスが明確に規定されていない等、会計業務管理に関する全社的な方針と手続に著しい不備があったこと、経理や内部監査等の管理部門に十分な人員が配置されず、特に子会社の活動に関する十分なチェック体制が整えなかったこと等が挙げられる。

特に、子会社の活動に関するチェック体制においては、ソフィアデジタルの監査役であったD氏が営業活動を行っていることを容認しており、監査役の独立性がなかったこと、また、当時の当社監査役と子会社監査役との連携がほとんどなく、他に子会社を管理監督する体制がなかった。

当社には、当時から内部監査室が設けられていたが、当時の内部監査担当者には知識不足が認められ、また、他部署と兼任していたなど、内部監査体制も不十分であった。

このような管理部門を軽視した経営が行われていたことが、本件の発生につながったものと思料する。

また、本件取引後に本件取引の修正が行われなかったのは、前述のとおり、当時、ソフィアデジタルには遵守すべき職務権限規程や業務分掌規程、稟議規程等の業務管理に関する規程等が十分整備されておらず、各人の判断に大きく依存していたこと、ソフィアグループにおいて、会計記帳に関する業務プロセスが明確に規定されていない等、会計業務管理に関する全社的な方針と手続に著しい不備があったこと、そのような中で、当時、過度なリストラのために当社において法務部が廃止され、コンプライアンスの砦というべき法務部の権限が著しく低下したことと、財務担当の取締役であったM氏がP氏と経営方針を巡って対立し、2014年（平成26年）9月25日に辞任したため、新任の代表取締役であったP氏に十分な引継がなされず、内部統制機能が極めて不十分な状況にあったことによるものと思料する。

第3 問題点及び再発防止策に係る提言

以下、本調査委員会が把握した問題点及び当該問題点にかかる再発防止策を提言する。

1. 役職員のコンプライアンス意識の醸成

上記のとおり、当社では、当時、ソフィアグループにおいて絶大な権力を有していたO氏の意向を付度して不適切な会計処理が行われていたことが認められるが、かかる不適切な会計処理には、当時、ARecX6の販売担当者であり、当社事業支援グループシニアマネージャー及びグループ子会社の監査役であったD氏の関与があったことが認められる。

また、本件取引後の地位及び職責からすれば、F氏、B氏及びC氏といった各従業員においても、当該不適切な会計処理について認識し得る機会があったのであるから、これを認識した際には、直ちにこれを是正すべき立場にあったことは否定できない。

これらが生じた主な原因は、本件取引を画策したD氏を筆頭に、問題を認識しつつもこれを是正できなかった者や認識し得る機会を有していながらこれを是正できなかった者等が存在していたことから明らかなおり、当社関係者のコンプライアンスに対する意識が極めて鈍麻していたことが挙げられる。

当社のような上場会社であるか否かにかかわらず、適正な会計処理を行うことは、当然の理である。今一度、会社全体として、コンプライアンスについて学び直し、遵法意識を高めることが急務であると考ええる。

2. ガバナンス体制の整備

本件の不適切な会計処理が生じた原因としては、当社においては、株主が66%を超える議決権を有していることに起因して、株主から信任を得て送られてきたO氏が絶大な権力を有し、権限が集中しており、O氏に対する監督が機能していなかったことや当社の役職員がO氏の指示に漫然と従っていたことが大きな問題であったと思料する。また、O氏の事実上の後任であるP氏も大株主から信任を得て送られてきたものであるが、リストラを進めるために管理部門を弱体化させたり、管理部門の責任者と対立して辞任に追い込むなど、権限の集中化を図った点で同様の問題があったと思料する。

現在、当社では、株主とは関係のない社外取締役1名及び社外監査役2名を選任し、ガバナンス体制を強化しているところではあるが、本件のような事象が過去に生じていたことを踏まえ、再度、ソフィアグループ全体の管理、監督機能を強化し、ガバナンス体制の充実を図ることが必要であると考ええる。

具体的には、まず、規程類の再整備が挙げられる。ソフィアグループでは経理規程と管理規程が定められているが、これらの規程を再度見直し、実効性のあるものに修正するとともに、見直した規程について役員及び従業員に周知徹底すべきである。特に、ソフィア

グループ内の人員が、不正や誤謬等の問題を認識したときの処理の手順等についてもきちんと定めるべきである。

次に、当社の子会社の管理体制の見直しが挙げられる。当社の子会社については、取締役会や監査役が設置されていない子会社が多いが、可能な限り取締役会や監査役を設置し、十分な社内チェック体制を整えるべきである。子会社の取締役や監査役として十分な人員を割くことが困難であれば、組織再編を行い、適正なグループ会社数にすることも視野に入れるべきである。

第三に、監査機能の強化が挙げられる。ソフィアグループでは、当社又は子会社の監査役が実務担当者を兼務することが見受けられ、本件でも監査役であったD氏が本件取引を画策したことから明らかなおり、子会社においてガバナンスが働かなかったといえる。そこで、当社及び当社の子会社の監査役には実務を担当させず、その独立性を確保することが必要であると思料する。また、本件では、当社の監査役が子会社の役員とまったく連携がとれておらず、子会社の状況について把握できていなかったことに問題の端緒があると思料されることから、当社監査役と子会社役員の連携についての見直しも図るべきである。

第四に、内部監査制度の充実が挙げられる。当社には内部監査室が設けられているが、十分な機能を果たしていたとは言い難い。そこで、今後は当社の内部監査室が定期的にモニタリングを行うなど、当社が子会社に対してチェックする体制を確保し、その実施した内容と結果について監査役や会計監査人との間で共有することも必要であると思料する。

3. 会計制度に対する意識の強化

本件の不適切な会計処理が行われた結果、内部管理数値のみならず、外部報告数値が歪められ、投資家の投資判断にも影響を与えかねない結果となった。

財務数値が実態を適切に反映したものでなければ、これを利用する者は適切な判断を行うことができない。また、不適切な会計処理は結果として企業価値を大きく毀損することにもなる。

当社の役職員においては会計制度に対する意識を高め、会計制度についての知識・理解を深めるとともに、業務の見直しを改めて行うことが必要であると思料される。

以 上